

原議保存期間

3年(令和8年3月31日まで)

佐本備二発第61号
令和5年2月16日各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

継 続

有 効

令和8年3月31日まで

佐賀県警察本部長

大規模災害の発生に備えた指揮支援班の設置について（通達）

大規模災害が発生した場合には、災害の種別、規模等に応じて警察本部及び警察署に所要の災害警備本部等を設置し、警察本部長、警察署長（以下「警備本部長」という。）が当該災害警備活動の指揮に当たることになるが、被災地を管轄する警察署員は、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊（以下「広緊隊等」という。）のほか各部隊の応援を受けて困難な災害警備活動に従事する一方で、交通規制や住民からの問合せへの対応等にも忙殺されることは必至である。

よって、大規模災害発生時における現場対応の強化を図るため、警備本部長の補佐役として各部隊の運用、関係機関との調整等を統括させる指揮支援班をあらかじめ編成し、運用しているので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 指揮支援班設置の目的

大規模災害が発生した場合において迅速な救出救助を行うためには、被災規模の全体像を可能な限り早期に把握し、部隊を必要な箇所に的確に投入して効率的な災害警備活動を実施する必要がある。このため、警察本部の警備部又は交通部に所属する警察官のうち災害に関する知見と指揮能力を有する者をあらかじめ指揮支援班の班長又は班員に指定し、大規模災害の発生直後から被災現場の現地指揮所に派遣して被災情報の収集及び分析、部隊運用、防災関係機関との調整等に当たらせ、現場指揮機能を強化することを目的とする。

2 指揮支援班の編成

(1) 指揮支援班の選定基準

指揮支援班は、班長及び班員をもって組織し、次に掲げる基準を満たす者の中

から選定する。

ア 班長

警備本部長の命を受け、広緊隊等の部隊に対する配置及び活動要領の指示並びに支援を行うほか、防災関係機関との連携・調整に係る指示を迅速かつ的確に行う指揮能力が求められることから、警備部に所属する優れた判断力と調整能力を有する警視の階級にある警察官をもって充てる。

イ 班員

班長を補佐して現場指揮に専従する一方で、状況によっては班長の指揮を待つことなく自ら判断して広緊隊等の部隊に指示することが求められることから、原則として、警備部又は交通部に所属し、かつ、幹部としての十分な判断力を有する警部又は警部補の階級にある警察官をもって充てる。

(2) 指揮支援班の構成

指揮支援班は、原則として、次に掲げる班長以下9人で構成する。

ア 班長

警備部に所属する警視1人

イ 班長付

警備部に所属する警部補1人

ウ 情報収集・報告担当

警備部に所属する警部1人及び警部補1人、交通部に所属する警部1人及び警部補1人

エ 計画策定・調整担当

警備部に所属する警部1人及び警部補2人

(3) 指揮支援班の指定

指揮支援班の班長及び班員を指定するに当たっては、(1)に規定する選定基準により、警備部に所属する警察官にあつては警備部長が、交通部に所属する警察官にあつては交通部長がそれぞれ指定し、定期人事異動ごとに適宜見直すものとする。ただし、(2)イからエまでに掲げる警部補の班員を指定することが困難なときは、警備部長又は交通部長が災害に関する知見に優れていると認める者に限り、巡査部長の階級にある警察官をその要員に指定することができるものとする。

3 指揮支援班の任務

(1) 班長

ア 指揮支援班の指揮及び部隊の運用全般に関すること並びに防災関係機関との連携及び調整に関すること。

イ その他特命事項

(2) 班長付

ア 班長の補佐に関すること。

イ その他特命事項

(3) 情報収集・報告担当

ア 被災状況、道路状況等部隊活動に必要な情報の収集・分析及び報告に関する

こと。

イ その他特命事項

(4) 計画策定・調整担当

ア 災害警備活動に当たらせる部隊の選定及び部隊活動計画の策定に関すること。

イ 防災関係機関との連携及び調整に関すること。

ウ その他特命事項

4 指揮支援班の運用

(1) 待機

警察本部長は、県内で大規模災害が発生するなど、指揮支援班の被災現場への派遣が予想されるときは、原則として、指揮支援班を招集して待機させるものとする。

(2) 派遣要請

警察署長は、管轄区域内において大規模災害が発生し、又は発生する可能性が高いと認められる場合において指揮支援班の応援が必要と認めるときは、警察本部長に対し、指揮支援班の派遣を要請することができるものとする。

(3) 派遣

ア 警察本部長は、(2)の派遣要請を受け、指揮支援班を派遣する必要があると認めるときは、速やかに指揮支援班を派遣するものとする。

イ 警察本部長は、緊急を要すると認める場合においては、(2)の派遣要請によることなく指揮支援班を派遣するものとする。

ウ 派遣された指揮支援班は、被災現場において適宜の場所に現地指揮所を立ち上げ、警備本部長の指揮を受け、3の任務を遂行するものとする。

5 警察署連絡要員との連携

指揮支援班の派遣を受けた警察署長は、指揮支援班長と協議の上、当該警察署員の中から必要な数の連絡要員を指揮支援班長の指揮下に配置し、緊密な連携を図るものとする。

6 指揮支援班の追加派遣

警察本部長は、あらかじめ指定した指揮支援班を被災現場に派遣した場合において、別に指揮支援班の要員を派遣する必要があると認めるときは、災害に関する知見と指揮能力を有する適宜の数の警察官を指揮支援班に指定し派遣するものとする。

7 警察庁及び九州管区警察局との協議

警備部警備第二課長は、県内外で発生した災害の規模により自県警察の指揮支援班での対応が困難であると認めたときは、他県警察相互の指揮支援班の応援派遣について、警察庁及び九州管区警察局と協議するものとする。

8 教養・訓練の実施

警備部警備第二課長は、指揮支援班に指定された者に対し、必要な教養及び訓練を行うものとする。

【継続措置状況】

初回発出日：平成28年11月7日

（有効期間：平成30年3月31日まで）

継続措置日：平成30年3月28日

（有効期間：平成32年3月31日まで）

継続措置日：令和2年3月13日

（有効期間：令和5年3月31日まで）